

# 山梨県公報

第二百二十九号

令和三年

十月十四日

木曜日

## 目次

○一般廃棄物処理施設の設置の許可申請	五一七
○産業廃棄物処理施設の設置の許可申請	五一七
○道路の区域変更(六件)	五一八
○道路の供用開始(二件)	五二〇
○随意契約の相手方の決定について	五二〇
○公共測量の実施	五二一
○政治団体の名称等の届出	五二一

## 告示

### 山梨県告示第二百六十二号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。)第八条第一項の規定による一般廃棄物処理施設の設置について許可の申請があつたので、同条第四項の規定により告示する。

令和三年十月十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

#### 一 申請の内容等

- 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名  
(一) 氏名又は名称 エルテックサービス株式会社 代表取締役 中村吉邦  
(二) 住所 山梨県笛吹市一宮町国分千十四番地一
- 一般廃棄物処理施設の設置場所 山梨県笛吹市一宮町国分千四番一
- 一般廃棄物処理施設の種類 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第五条第一項に規定する焼却施設
- 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類 可燃性廃棄物

- 申請年月日 令和三年九月二日
- 申請書等の縦覧

- 縦覧に供する書類 申請書及び法第八条第三項の書類
- 縦覧場所 山梨県環境・エネルギー部環境整備課及び山梨県峡東林務環境事務所
- 縦覧の期間及び時間 この告示の日から令和三年十一月十五日までの山梨県の休日を含め、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

三 意見書の提出 当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、次により生活環境保全上の見地から、日本語で記載した意見書を提出することができる。

- 意見書に記載すべき事項

- 意見書提出者の氏名及び住所
- 意見を述べようとする対象事業の名称
- 生活環境保全上の見地からの意見

- 提出先 山梨県環境・エネルギー部環境整備課(郵便番号四〇〇一八五〇一 甲府市丸の内一丁目六番一号)

- 提出期限 令和三年十一月二十九日

- その他 詳細については、山梨県環境・エネルギー部環境整備課(電話〇五五―二二三―一五一八)に問い合わせること。

### 山梨県告示第二百六十三号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。)第十五条第一項の規定による産業廃棄物処理施設の設置について許可の申請があつたので、同条第四項の規定により告示する。

令和三年十月十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

#### 一 申請の内容等

- 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名  
(一) 氏名又は名称 エルテックサービス株式会社 代表取締役 中村吉邦  
(二) 住所 山梨県笛吹市一宮町国分千十四番地一
- 産業廃棄物処理施設の設置場所 山梨県笛吹市一宮町国分千四番一
- 産業廃棄物処理施設の種類 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第七条第三号に規定する汚泥の焼却施設、同条第五号に規定する廃油の焼却施設、同条第八号に規定する廃プラスチック類の焼却施設及び第十号の二に規定する産業廃棄物の焼却施設

4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

- (一) 産業廃棄物 燃え殻（廃トナー及び未燃焼物を含む焼却物残さに限る。）、汚泥（PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く。）、廃油（廃PCB等を除く。）、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物及びゴムくず
- (二) 特別管理産業廃棄物 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限り特定有害産業廃棄物であるものを除く。）及び感染性産業廃棄物

5 申請年月日 令和三年九月二日

二 申請書等の縦覧

- 1 縦覧に供する書類 申請書及び法第十五条第三項の書類
- 2 縦覧場所 山梨県環境・エネルギー部環境整備課及び山梨県峡東林務環境事務所
- 3 縦覧の期間及び時間 この告示の日から令和三年十一月十五日までの山梨県の休日を含める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

三 意見書の提出 当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、次により生活環境保全上の見地から、日本語で記載した意見書を提出することができる。

- 1 意見書に記載すべき事項
- (一) 意見書提出者の氏名及び住所
- (二) 意見を述べようとする対象事業の名称
- (三) 生活環境保全上の見地からの意見
- 2 提出先 山梨県環境・エネルギー部環境整備課（郵便番号四〇〇一八五〇一 甲府市丸の内一丁目六番一号）
- 3 提出期限 令和三年十一月二十九日
- 4 その他 詳細については、山梨県環境・エネルギー部環境整備課（電話〇五五―二二三―一五一八）に問い合わせること。

山梨県告示第二百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から令和三年十一月四日まで一般の縦覧に供する。

令和三年十月十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 南アルプス甲斐自転車道線
- 三 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
南アルプス市藤田字鶴松釜無川右岸堤防敷地先から	旧	二・〇〇	一〇六・三
南アルプス市藤田字鶴松釜無川右岸堤防敷地先まで	新	二・〇〇	一〇六・三
	新	二・〇〇	一〇七・七

山梨県告示第二百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から令和三年十一月四日まで一般の縦覧に供する。

令和三年十月十四日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲府市川三郷線
- 三 道路の区域
- 山梨県知事 長 崎 幸太郎

区間	旧新の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
中央市布施字村前三二一六番一地先から	旧	一四・一〇	三七・一
中央市布施字村前三三二〇番一地先まで	新	二六・三	

新	一四・一〇	三七・一
	一五・六	

山梨県告示第二百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から令和三年十一月四日まで一般の縦覧に供する。

令和三年十月十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 上野原丹波山線
- 三 道路の区域

区間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
上野原市桐原字坂本一二九七四番一地先から 上野原市桐原字坂本一二九七七番一地先まで	九・一〇	五・九〇	一五・〇	八一・五
	六七・九	一五・〇		

山梨県告示第二百六十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から令和三年十一月四日まで一般の縦覧に供する。

令和三年十月十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 上野原丹波山線

三 道路の区域

区間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
上野原市桐原字坂本一二九七七番一地先から 上野原市桐原字梅久保向一二九八六番一地先まで	九・七〇	八・九〇	一五・八	一六八・四
	四一・九	一五・八		

山梨県告示第二百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から令和三年十一月四日まで一般の縦覧に供する。

令和三年十月十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 上野原丹波山線
- 三 道路の区域

区間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
上野原市西原字横道一番三地先から 上野原市西原字横道一番三地先まで	六・九〇	六・九〇	三三・一	一五四・三
	三九・九	三三・一		

山梨県告示第二百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から令和三年十一月四日まで一般の縦覧に供する。

令和三年十月十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 上野原丹波山線
- 三 道路の区域

区間	旧新の別 (メートル)		延長 (メートル)
	旧	新	
上野原市桐原字梅久保向二二九九一番二地 先から 上野原市桐原字梅久保向一三〇〇番二地 先まで	九・五 二五・七	九・五 四一・三	二六九・九 二六九・九

山梨県告示第二百七十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から令和三年十一月四日まで一般の縦覧に供する。

令和三年十月十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	南アルプス 甲斐自転車 道線	南アルプス市藤田字鶴松釜無川 右岸堤防敷地先から 南アルプス市藤田字鶴松釜無川	一〇七・七	令和三年十 月十四日

右岸堤防敷地先まで

山梨県告示第二百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から令和三年十一月四日まで一般の縦覧に供する。

令和三年十月十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	甲府市川三 郷線	中央市布施字小井川二二〇二番 地先から 中央市布施字村前三〇九番五 地先まで	一九七・〇	令和三年十 月十四日

公 告

● 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和三年十月十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 随意契約に係る役務
  - (一) 名称 山梨県情報セキュリティクラウド構築業務
  - (二) 数量 一式
- 二 契約に関する事務を担当する所属

- (一) 名称 山梨県総務部情報政策課
- (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日 令和三年八月六日
- 四 随意契約の相手方
- (一) 名称 株式会社 Y S K e i c o m
- (二) 住所 山梨県甲府市湯田一丁目十三番二号
- 五 契約金額 一億五千九百九十六万五千円
- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 七 随意契約によることとした理由 山梨県情報セキュリティクラウドを構築するためには、現在運用するセキュリティクラウドの機能や仕組みを活用することが必要不可欠であるため（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号該当）。

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により峡南建設事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年十月十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（航空レーザ測量 地図情報レベル五百）
- 二 測量の地域 山梨県南巨摩郡富士川町、身延町、西八代郡市川三郷町
- 三 測量の期間 令和三年十月十八日から令和四年三月十五日まで

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第二十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による届出が次のとおりあった。

令和三年十月十四日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮山 博

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届

その他の政治団体

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
中村かつひこ後援会	沢登力也	中村勝久	甲州市塩山竹森二七八六	令和三年十月一日	令和三年十月四日

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番